



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	5,390件 (+158件)
死者数	48人 (-3人)
負傷者数	6,446人 (+192人)
死者全国ワースト3位	
令和5年5月末時点	
(前年比)	

5月末現在の速報値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第185号

発行: 千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

夏の交通安全運動

令和5年7月10日(月)~19日(水)

ペだるこぐ
ぼくのあいぼう
へるめつと



千葉県警察シンボルマスコット
シーポック

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

令和5年 夏の交通安全運動が始まります

夏休みを迎えるこの時期は、暑さや解放感による安全意識・集中力の低下や、交通の流れの変化などから、重大交通事故の発生が懸念されます。

そこで、運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開して、県民一人一人が交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ることを目的に、夏の交通安全運動を実施します。

実施期間 令和5年7月10日(月)から7月19日(水)までの10日間

スローガン ~ペだるこぐ ぼくのあいぼう へるめっと~

重点目標 運動の

- ① 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ② 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶
- ③ こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



全ての自転車利用者に対して ヘルメットの着用が努力義務化されました

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。

ヘルメットは「あなたの命」を守るための安全装備です。

突然の交通事故も普段から想定して、自分自身のためにヘルメットを着用しましょう。



あなたとみんなの命を守る「ちばサイクリー」

自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう

飲酒運転は絶対しない!させない!許さない!

2021年6月28日、八街市で、下校中の小学生が飲酒運転のトラックにはねられ5人が死傷するという、大変痛ましい事故がありました。

この事故を受けて「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が制定され、県や県警などによる取組みを進めています。また飲酒運転事故の発生状況を踏まえ、令和5年6月28日には、飲食店営業者や事業者への対策を強化する改正条例が施行されます。県民総ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

事業者の役割等

- すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。
- 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

飲酒店営業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客が飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



改正後(追加された内容)

従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合

勤務先に違反した事実を通知。

通知を受けた事業者は、アルコールチェックや教育・指導等を実施しなければならない。

改正後(追加された内容)

酒類を提供し、その客が飲酒運転で検挙された場合

飲酒店営業者に違反した事実を通知。

通知を受けた飲酒店営業者は、飲酒運転防止措置を講じなければならない。

県からの飲酒運転防止措置に関する指示に従わないとき、店名等の公表、指示書の店内掲示命令。

指示書を掲示しない場合、5万円以下の過料。

子どもの事故防止

子どもに対する安全教育のポイント

- ・道路を横断するときは、「止まる・見る・待つ」ことを習慣づけましょう。
- ・「飛び出し」の危険性と「止まる」ことの大切さを伝えましょう。
- ・大人がお手本となって繰り返し教えましょう。



ドライバーの皆さんへ

夏休み期間中は、子供たちが普段と違う時間帯に遊んでいたり、思わぬところから飛び出してくる可能性もあります。左右の安全確認を行い、安全な速度で運転するよう心がけましょう。

高齢者の事故防止

歩行中の事故に注意!

- ・歩行中の高齢者が被害に遭う事故が大変多くなっています。
- ・歩いて外出する際は、明るい色の服や反射材を身に着けるなど、ドライバーから発見されやすい服装を心がけるとともに、道路を横断するときは左右の安全確認を必ず行いましょう。



ドライバーの皆さんへ

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では速度を落とし、渡ろうとしている人がいないかよく確認しましょう。

全席着用! シートベルト

シートベルトは、後部座席を含めた全ての座席での着用が義務付けられています。また、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用させなければいけません。着用しないと、事故に遭ったときに車外に放り出されるなど、大変危険です。

あなたと同乗者の命を守るために、車に乗るときは、必ず全座席でシートベルトを着用しましょう。

千葉県シートベルト 後席着用率

(令和4年度調査) JAF・警察庁

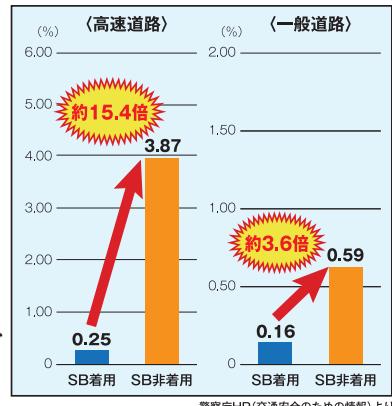
高速道路 全国ワースト6位

一般道 全国ワースト13位

シートベルトを着用しないと、こんなに危険!



自動車後部座席同乗中死傷者の
シートベルト着用・非着用別致死率
【過去10年(平成25年～令和4年)合計】



警察庁HP(交通安全のための情報)より

電動キックボード等の交通ルールが変わります

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されることとなりました。

これにより、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、走行場所が自転車と同等となるなどの新たな交通ルールが適用されることとなりました。電動キックボード等を運転する際は、交通ルールをよく理解し、順守しましょう。

主な交通ルール

- 16歳未満の者の運転は禁止
- 飲酒運転の禁止
- 原則として車道の左側を通行 など

警察庁ウェブサイト

詳細はこちら



○交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

○本 所…県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264

○東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 TEL 047-368-8000
4階

○安房支所…安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

○千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

○交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部

くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263